

(様式1) 平成20年度 組織目標

1 「活力ある地域社会をめざす環境づくり」

番号	組織目標	目標値	計画目標値	目標設定の概要 (目標設定の理由または必要性、内容等)	目標達成に向けての手段・方法
		(平成20年度)	(平成 年度)		
	<p>ソフト対策</p> <p>・環境に配慮したクルマ利用モデル事業 (マイカー依存から公共交通機関利用へ)</p>	<p>環境に配慮したクルマ利用モデルの策定(協議会の設立、実施可能な施策の検討)</p> <p>ステージ1</p> <p>1=協議会の設立、実施可能な施策の検討 2=環境に配慮したクルマ利用モデルの確立 3=環境に配慮したクルマ利用モデルの他地域への展開</p>	<p>環境に配慮したクルマ利用モデルの他地域への展開</p> <p>ステージ3</p>	<p>自動車の普及により生活の利便性は飛躍的に向上したが、反面、バス等の公共交通機関の利用者減少、排気ガスによる環境への悪影響や地球温暖化、交通渋滞等様々な問題が発生していることから、マイカー通勤の削減策を検討するとともに、エネルギー効率に優れ、環境にもやさしい大量輸送機関としてのバスの活性化を図る必要があります。</p> <p>これまで、マイカー通勤の削減策については企業独自での、バスの活性化策については交通事業者または関係自治体独自での取り組みがほとんどで、施策の展開にも限界が生じているため、関係自治体、交通事業者、企業、または住民による協議の場を設け、「環境に配慮したクルマ利用モデル」を確立し、他地域への展開を図ります。</p>	<p>企業と協働したマイカー通勤の削減</p> <p>自動車から公共交通機関への通勤方法の転換策を図るため、関係自治体・交通事業者・企業等で構成される協議会を設立します。</p> <p>従業員に対し、通勤に関する実態調査、行動提案を実施し、実施可能な施策を検討します。</p> <p>住民と協働したバス運行の活性化</p> <p>バス利用が減少し、路線廃止の危機にあるバスの運行継続のための活性化を図るため、関係自治体・交通事業者・地域住民等で構成される協議会を設立します。</p> <p>沿線住民に対し、バス利用に関する実態調査、意向調査を実施し、実施可能な施策を検討します。</p>
	<p>・草津線複線化に向けた取組の推進</p> <p>1=JR要望 2=勉強会 3=前提条件整理 4=正式協議(JRから輸送改善)</p>	<p>草津線利用増進策の推進</p> <p>利用客目標達成プログラムの策定・実施</p>	<p>利用客目標達成プログラムの実施</p>	<p>草津線の複線化を果たすためには、利用者の増加を図り、輸送密度を高めていく必要があります。</p> <p>平成11年度以降草津線の利用者は微減していたが、近年、やや回復傾向にあることから、さらなる利用者増を図る必要があります。</p>	<p>利用客目標達成プログラムの導入により、沿線自治体を核とした駅毎の利用客目標を定め、これに向けた促進策を企画し、実施します。</p> <p>同盟会による誘客パンフレットの継続発行のほか、首都圏向け誘客パンフレット等既存媒体の活用による取組みを拡大します。</p> <p>誘客促進のための駅構内における観光宣伝活動</p>

<p>計画提示) 5 = 基本合意 6 = 工事協定</p>	<p>草津線輸送力増強の実現</p> <p>ステージ 2</p>	<p>ステージ 4</p>	<p>時間帯によっては混雑率 160%となっている電車があり、改善が必要な状況となっていますが、単線のためピーク時に増発できる余力がなくなっています。需要の動向に合わせた輸送力改善のための「段階的整備」の第 1 段階として、1 時間当たりの線路容量を 6 本から 8 本とできる甲西駅行き違い設備の整備を目指します。</p>	<p>ヤラバン)を実施するとともに、地元駅の利用を促進するための啓発活動を実施します。</p> <p>同盟会事業と位置づけられた甲西駅行き違い用地の先行取得(H20 年度中に湖南省が先行取得)。 JR との協議等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度に再開した JR 西日本との勉強会の内容を高めるとともに、JR が求める利用客の中長期的な需要予測について、同盟会としての対応を協議・検討します。
<p>・琵琶湖環状線の利用促進</p>	<p>小学生体験学習プログラム支援事業 参加者数 6,000 名</p> <p>(本事業の主たる対象の小学 4 年生約 12,000 人(湖北・湖西を除く)の 5 割の参加を目標)</p>	<p>小学生体験学習プログラム支援事業 参加者数 6,000 名</p>	<p>直流化実施によりできあがった鉄道インフラを更に利便性の高いものとするため、継続的・重層的な利用促進策による利用者増をテコに、まちづくりの展開、ダイヤの増便等正のスパイラルへの構築を図ります。そのため、観光キャンペーン、地元駅利用促進策、全県的な琵琶湖環状線の利用促進策を展開し、東海道本線を含めた直流化関係市町に位置する全駅(東海道本線柏原駅～湖西線近江高島駅間)の鉄道利用者の増加を図ります。(利用者目標達成プログラムの実施)</p>	<p>湖北地域と湖西地域における住民の利用促進や観光キャンペーン等地元市町の利用促進策に加えて、小学生体験学習プログラム支援事業等の全県的な環状線の利用促進策を展開します。</p> <p>観光キャンペーンの実施 (湖北地域)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北びわこ周遊観光キャンペーン SL 北びわこ号の運行に合わせて実施 ツア-方式の「エコーパス」の運行(H20 新規) <p>(湖西地域)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中江藤樹 400 年祭に合わせたシャトルバスの運行等地元駅利用促進策の実施 ・駅別の具体的な利用者増加策を盛り込んだアクションプログラムの策定 ・鉄道利用実態調査の実施 ・琵琶湖一周鉄道の旅補助 ・マイレール事業の実施(H20 新規) <p>全県的な琵琶湖環状線の利用促進策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学生体験学習プログラム支援事業の展開(参加者増に向けての取り組み)

					<ul style="list-style-type: none"> ・各小学校には早期に募集を開始(4月初旬) ・各市町教育委員会に対して参加協力を要請 ・学校関係者が集まる会議で事業内容を説明 ・駅周辺の見学施設情報(各施設のHP、地図、写真等)を県HPに掲載し、情報提供します。
ユニバーサルデザインのまちづくり	94.8% (安曇川駅、米原駅のバリアフリー化)	94.9%	<p>誰もが安全で快適な生活環境を実現するため、鉄道を利用した移動の利便性および安全性の向上を促進する鉄道駅のバリアフリー化を図ります。</p> <p>バリアフリー新法では、平成22年までに、1日あたりの平均的な利用者数が5,000人以上ある鉄道駅について、バリアフリー化を実施することが目標として定められていることから、利用者5,000人以上(5,000人未満であっても高齢化率換算等により同様の駅を含む)で、5m以上の高低差のある駅、または新築・大規模改築を実施する駅のバリアフリー化を目指します。</p> <p>【算出方法】 バリアフリー化に必要なエレベーター、エスカレーターの整備必要箇所数に対する整備済箇所数の割合。</p> <p>(H20) 整備必要数：38駅115箇所 整備目標数：35駅109箇所 $109 / 115 \times 100 = 94.8\%$</p> <p>(H22) 整備必要数：39駅117箇所 整備目標数：36駅111箇所 $111 / 117 \times 100 = 94.9\%$</p>	<p>参考：H19末実績整備必要数 37駅113箇所 整備済数 34駅103箇所 $103/113 \times 100 = 91.2\%$</p> <p>駅利用者数の増減や新築・大規模改築の実施に応じて対象駅および整備必要箇所数が変わると目標値も変わります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1)H20年度事業 安曇川駅：H21.3完了 米原駅：H20.4(継続)～H21.3完了 ・工事の進行管理 ・鉄軌道関連施設整備費補助金の交付 (2)H21、22年度事業 寺庄駅：H21地平駅舎・自由通路整備 ・JRとの協定締結や国庫補助の採択が図られるよう、助言、調整等 篠原駅：H22改築橋上化工事着手(目標) ・JRとの協定締結や国庫補助採択に向けた事業計画の策定が図られるよう、助言、調整等 (3)その他 膳所駅、稲枝駅 ・駅周辺整備を含めた全体計画の策定やJR協議等についての状況把握、助言 ・取り組み状況に応じてJRへの働きかけ

(様式1) 平成20年度 組織目標

3 「県民との協働による地域づくり」

番号	組織目標	目標値	計画目標値	目標設定の概要	目標達成に向けての手段・方策
		(平成20年度)	(平成22年度)	(目標設定の理由または必要性、内容等)	
	交通安全教育の推進 (交通事故死者の抑止)	交通事故死者 (平成20年)) 90人以下	交通事故死者 (平成22年) 80人以下	<p>本来、交通事故による死者数はゼロであるべきであり、真に安全で安心な交通社会を築くため、交通事故による死者数を確実に減少させていく必要があります。</p> <p>平成20年度は、第8次滋賀県交通安全計画の第3年目であり、計画に掲げている中期目標(平成22年までに年間死者80人以下)の達成に向けて、交通安全関係機関・団体や県民との協働のもと、高齢者を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育をはじめ、各種交通安全対策を積極的に推進し、交通事故死者90人以下を目指します。</p>	<p>交通安全関係機関・団体と連携して、積極的な「交通安全県民総ぐるみ運動」を展開します。特に、増加している高齢者事故を抑止するため、高齢者を対象とした参加体験実践型の交通安全教育などの諸対策と運転者のマナーアップ、自転車利用者に対する安全利用指導等、各種安全対策を積極的に推進します。</p> <p>1 高齢者に対する安全指導の徹底 (1) 高齢歩行者体験学習「なるほど・ソーカ教室」の実施... 県内6箇所の自動車教習所で実施 (2) 高齢者世帯訪問事業の展開... 目標6,000世帯 (3) シルバー無事故運動の展開... 運動の期間9～10月</p> <p>2 運転者の交通ルール・マナー向上の徹底 (1) 前照灯早め点灯運動の推進... 点灯率目標10% (2) 職域別無事故運動の展開... 運動の期間9～10月(目標18,000台) (3) シートベルト着用率向上対策の推進</p> <p>3 安全な自転車利用の徹底 (1) 自転車安全利用デー(毎月1日)の設定と啓発 (2) 県下一斉啓発活動の実施... 5月23日、10月24日 (3) 自転車利用者に対する反射材の活用促進 (4) 自転車販売店の協力による啓発、街頭指導等の推進</p> <p>4 その他 (1) 交通安全推進大会の開催... 9月5日(金) (2) 各期の交通安全運動の展開 (3) テレビ、ラジオ等各種広報媒体を活用した交通安全教育、啓発の推進</p>